



2024年1月30日

各 位

会 社 名 株式会社グッドコムアセット  
代 表 者 名 代表取締役社長 長嶋 義和  
(コード: 3475 東証プライム)  
問い合わせ先 上席執行役員経営企画本部長 河合 能洋  
(TEL: 03-5338-0170)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 本自己株式処分の概要

(1) 処分期日	2024年2月26日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 19,330 株
(3) 処分価額	1 株につき 775 円
(4) 処分総額	14,980,750 円
(5) 処分先及びその人数ならびに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く）3名 16,224 株 当社子会社の取締役 2名 3,106 株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年12月9日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）及び当社子会社の取締役（以下、対象取締役をあわせて「対象取締役等」といいます。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等に対して新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、2022年1月27日開催の第16回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額6千万円以内の金銭報酬債権を支給し、年5万株（当社は、2022年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、現在は10万株となっております。）以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として40年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

## 【本制度の概要】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

また、本制度により当社が対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額 6 千万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 5 万株（当社は、2022 年 11 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っており、現在は 10 万株となっております。）以内（ただし、当社株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整します。）とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定することといたします。

今回は、対象取締役等に対して、指名・報酬委員会への諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責等を勘案し、金銭報酬債権を合計 14,980,750 円、普通株式 19,330 株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 5 名が当社に対する本金錢報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結した譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は下記 3. のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 講渡制限期間

2024 年 2 月 26 日から 2064 年 2 月 25 日

#### (2) 退任時等の取扱い

対象取締役等が取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

その他、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 講渡制限の解除

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役等が任期満了、死亡又はその他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記に定める地位を退任又は退職した場合、譲渡制限の解除対象となる株式数は、当該退任及び退職した時点において保有する本割当株式の数に、本払込期日を含む月から対象取締役等の退任又は退職の日の含む月までの月数を 12 で除した数（その数が 1 を超える場合は、1 とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。（ただし、解除する時期は、2025 年 2 月 1 日以降とする）

#### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する事項が当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。（ただし、解除する時期は、2025年2月1日以降とする）また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当社は当然に無償で取得する。

#### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する事項が当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。（ただし、解除する時期は、2025年2月1日以降とする）また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当社は当然に無償で取得する。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分は、金銭報酬債権を出資財産として行われるもので、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年1月29日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である775円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上